

第15回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年8月15日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

- 1 番 埤田 定
- 2 番 熊野 茂公
- 3 番 宮内 昭壽
- 4 番 河村 晴夫
- 5 番 小林 勉
- 6 番 田村 尚利
- 7 番 出穂真奈美
- 8 番 鬼武 敬子
- 9 番 繁本 武紀
- 10 番 藤本 準一
- 11 番 山本 忠男
- 12 番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

- 1 番 小田 博
- 2 番 城 俊治
- 3 番 末岡 博
- 4 番 國弘 久男
- 5 番 西村 降裕
- 6 番 秋山 孝
- 7 番 西岡 正信
- 8 番 弘田 靖
- 9 番 久保田 等
- 10 番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地
利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは 只今から第15回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、6番 田村 尚利 委員、8番 鬼武 敬子 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

続いて議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は2件でございました。

番号の1番からご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字小周防地内の市役所周防出張所から北に約160mに位置する1筆で、地目は田、面積は922㎡です。譲渡の事由ですが、譲渡人は島田地区にお住まいで、相続した当該農地の維持管理一切を任せるため、従前から基盤強化法による利用権設定により当該農地を耕作されていた譲受人へ贈与することとし、譲受人も農業経営の安定化のため了解されたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えま

す。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当の久保田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

推進9番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、引き続き番号2についてご説明申し上げます。位置図3条の2も併せてご覧ください。

申請地は、光市役所室積出張所の北東750mに位置する1筆で、地目は田、面積は421㎡の自作地です。譲渡人は福岡市にお住まいで、この度、当該農地の近くに住まいされており管理等もされていた兄弟である譲受人に有償譲渡することになったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在、耕作している農地は、譲受人の居宅から近距離であり、利便性も高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地と合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ございません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

なお、この件につきましては、繁本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 繁本委員、補足説明をお願いします。

9 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成 30 年度 7 号です。全て新規の 3 件、3 筆で面積は 3,250 m²、合計も同 32 件、3 筆で 3,250 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます

議長 これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづきまして報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか2名の委員と、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

続いて報告第3号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告は以上でございます。

議長 只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたいと存じます。

以上で第15回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年8月15日開催の第15回光市農業委員会総会の
事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印